

## 令和2年度第1回佐久市無居住家屋等対策協議会 議事録

日時：令和2年8月24日(月)午後2時から午後3時

会場：佐久市役所 3階 大会議室

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 自己紹介

### 4 協議事項

- (1) 特定空家等候補19軒の対応状況について[資料1、資料1-1~12]  
特定空家等候補19軒の対応状況を報告し、今後の対応方針について説明。  
資料1及び資料1-1~12については、個人情報保護の観点から非公開。
- (2) 特定空家等候補の追加について[資料2、資料2-1~7]  
市民からの相談や現地調査により、危険と思われる空き家7軒について説明。  
資料2及び資料2-1~7については、個人情報保護の観点から非公開。

《質疑》

[委員]

空き家問題が進展しない一因として、解体費用の問題があると思われるが、一般的に空き家の解体費用はどの程度なのか。

[事務局]

立地要件や残置物など条件によって変化しますが、おおむね200万円から300万円程度と思われます。

[委員]

市が空き家対応をしていることが市民に伝わっていない。近隣住民に対応していることがわかるようにできないか。

[事務局]

個人情報でもあるので、空き家所有者との対応経過を近隣住民への周知は

難しいが、利害関係人などには伝えられる範囲で対応経過を伝えています。

[委員]

市で対応している空き家の対応状況は、その地区の区長に情報提供しておいた方がいいのではないか。

[事務局]

地区の区長を通しての相談も多いので、委員からの意見を参考に、進捗状況を伝えるなど、情報提供を行ってまいります。

《意見》

[委員]

調査した空き家に、調査した証拠として目印を付けたらどうか。

[事務局]

個人情報でもあるので難しいと考えます。

[委員]

特定空家等に認定した空き家を公開するなど検討してほしい。

質疑終了後、19軒のうち除却済みとなった11軒を特定空家等候補から除外することについて審議。委員より異議なく、除外することに決定。続けて、7軒の空き家を特定空家等候補へ追加することについて審議。委員より異議なく、追加することに決定。

## 5 その他

(1) 空き家と思われる建物の増減数について[資料3]

当初調査を行った平成28年3月からの空き家と思われる建物の増減数を報告し、市民からの情報提供や水道の閉栓情報を基に空き家の把握を行っていることを説明。

(2) 無居住家屋等に関する情報提供同意書の現況報告

[資料4、4-1~3]

令和元年11月から取り組んでいる、無居住家屋等情報の外部提供について、取り組みの内容や現況について説明。

《質疑》

[委員]

年金生活者など除却費用が賄えない人もいる。費用の補助はないのか。

[事務局]

所有物の管理義務は原則として所有者にあることから、個人の所有物である空き家の除却に市費を投入せず、所有者自身に対応していただく方針であります。

[委員]

行政代執行がすぐにできないと聞いているが、どの程度の期間が必要なのか。

[事務局]

空家等対策に関する特別措置法には「相当の猶予期限」とあり、具体的な期間は決まっています。

[委員]

所有者は今まで固定資産税を払ってきているので、除却費用を補助してほしい思いがあるのではないかと聞いている。また、建物を除却すれば土地の固定資産税が上がるので、危険な空き家でも除却しない人がいる。費用を援助してはどうか。

[事務局]

建物を除却すると固定資産税が上がるのではなく、住宅用地の特例が外れ、当初の課税標準額に戻るといった内容であります。

費用の援助については、市費を投入せず、今後も、所有者に対応を促していく方針であります。

《意見》

[委員]

空き家問題については、危険な空き家にならないように周知していくことが必要と考える。壊すだけでなく、空き家を利活用するよう促してはどうか。

[事務局]

資料4にあるとおり、無居住家屋等に関する情報提供同意書を送付し、すぐに住むことが可能である空き家の所有者に利活用等を促したが、同意書の

提出率は低い状態である。次回の無居住家屋等対策計画策定時に利活用の意識について調査を行ってまいります。

[委員]

佐久市で行っている空き家バンクに登録したくても、補修箇所などがあるため登録できない空き家がある。空き家バンク登録のための修繕や残置物の処分費などへの補助があれば、利活用できる空き家が増えると思う。

[事務局]

委員のご意見を空き家バンクの担当課に伝えておきます。

## 6 閉会